

住民税(均等割)非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時 給付金支給事業（7万円/1世帯）のご案内

- 令和5年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金（1世帯あたり7万円）は、**住民税(均等割)非課税世帯**や令和5年1月から11月までに**家計急変のあった世帯**を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

東根市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税(均等割)が非課税」
の世帯

令和5年1月～11月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書が届きます（要返信）

基準日(令和5年12月1日)時点で東根市に住民登録のある非課税世帯の世帯主に送付されます。
※転入や未申告など課税状況が確認できない場合等、確認書が届かない場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和5年12月20日（水）
～令和6年2月29日（木）



基準日(令和5年12月1日)時点で東根市に住民登録のある方が対象です。

【申請書配布先】東根市役所 健康福祉部 福祉課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、東根市から給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。
- 内容を確認のうえ必要事項を記入し返信用封筒で返信してください。
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類（課税証明書等）と一緒に下記の市役所窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から11月までの任意の連続した3か月の収入×4倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東根市の場合）単身の場合：93万円以下、配偶者と子(1人)を扶養の場合138万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（給与明細等収入減少がわかる書類）と一緒に、下記の市役所窓口にご提出ください。

! 退職等により収入が減少することがあらかじめ明らかであったにも関わらず給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記市役所窓口や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

東根市 健康福祉部 福祉課 福祉相談係

「令和5年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金」 窓口15番

0237-42-1111 内線2203

受付時間 平日 8:30~17:15

